

○甲州市中小企業・小規模企業振興基本条例

平成30年9月28日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の持続的な発展及び市民のくらしの向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業者及び小規模企業者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に該当するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 地域経済団体 商工会法（昭和35年法律第89号）第3条に規定する商工会及び中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業・小規模企業以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用組合、その他の金融機関で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校をいう。
- (8) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる各号を旨とし推進するものと

する。

- (1) 中小企業・小規模企業が地域経済の活性化、雇用の創出及び地域社会の持続的な発展に寄与している重要な存在であるという認識のもとに行われること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に対する自主的な努力及び創意工夫による取組を尊重すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の経済的及び社会的環境の変化に即応した取組が図られること。
- (4) 中小企業・小規模企業、国、県、市、地域経済団体、大企業者、金融機関、教育機関及び市民の相互の連携・協働が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、振興施策の推進に当たり、関係機関の意見を反映するものとする。
- 3 市は、中小企業・小規模企業の実情に特段の配慮をするとともに、安定的な雇用の確保等を含む事業の継続的な発展に資する支援を行うよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の努力)

第5条 中小企業・小規模企業は、自主的に経営基盤の強化、事業の承継、人材の育成、雇用の促進及び従業員の福利厚生の充実に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、自らが地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、地域社会との調和を図り、豊かで住みよい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、地域経済の振興を図るため、地域経済団体等と連携し、市産品の積極的な利活用に努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、地域経済団体への加入に努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第6条 地域経済団体は、中小企業・小規模企業の経営の改善に資する支援に積極的に取り組むとともに、中小企業・小規模企業の相互連携の促進に努めるものとする。

2 地域経済団体は、市が行う中小企業・小規模企業の振興施策及び自らが行う中小企業・小規模企業の振興事業（以下「振興施策等」という。）に対し積極的に協力及び推進するものとする。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、自らが地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業・小規模企業の事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業との連携及び協働に努めるものとする。

2 大企業者は、地域経済の発展における中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性を理解し、振興施策等に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第8条 金融機関は、円滑な資金供給及び経営相談等を通じて中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の改善に資する支援に積極的に取り組むとともに、振興施策等に協力するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第9条 教育機関は、中小企業・小規模企業の事業活動を理解し、人材育成及び研究成果の普及に努めるものとする。

2 教育機関は、学生等に対し、地域の職業に関する理解を深める学習等を通じて、健全な職業観及び勤労観並びに郷土愛護の精神の醸成に努めるものとする。

（市民の役割）

第10条 市民は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展と市民のくらしの向上において重要な役割を果たしていることを理解するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として中小企業・小規模企業が生産する商品等の購入及び役務等の利用を通じて中小企業・小規模企業の発展に協力するよう努めるものとする。

（施策の基本方針）

第11条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、第4条第1項の施策を行うものとする。

- （1） 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営革新を支援すること。
- （2） 中小企業・小規模企業の新事業の創出及び創業を促進すること。
- （3） 中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を支援すること。

- (4) 中小企業・小規模企業に必要な人材の育成及び確保を支援すること。
- (5) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化を支援すること。
- (6) 中小企業・小規模企業の地域資源を活用した産業の発展及び創出を促進すること。
- (7) 中小企業・小規模企業の雇用の促進及び労働環境の整備を支援すること。
- (8) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び発信を行うこと。

(財政上の措置)

第12条 市長は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。